



## 石ころアート職人

真剣な表情で作品づくりに没頭する一良さん。一つ一つ微妙に形が違い、温もりにあふれている。※このページは、先月号に登場した中村美王さんが取材・編集した記事が基本となっています。



### すこやか大学第2回学習会

すこやか大学第2回学習会は9月下旬、南部、中部、北部の3会場で開催されました。講師に氣田一良さんを迎え、身近にある小石や木片を使って小物作りに挑戦しました。約2時間半の作業で、愛らしいネコの置物などができあがり、参加者たちは作る楽しさを実感。「またやってみたい」と感想を述べていました。



すこやか大学学習会「奥大井の石や木を使って作品作り」の講師を務めた

# 氣田一良さん

かずよし

(下泉)

### リハビリで始めた石ころアート

2年前、十二指腸潰瘍をわずらい、生死の境をさまよったという氣田一良さん。人なつこい印象。健康的な笑顔は、とても大きな病に苦しんだようには見えない。

「病が治り、時間に余裕ができました。リハビリのために何か始めたいなあと思っていて、ここで、石ころアートの世界と出会いました。初めて作品を作ったとき、我ながらうまくできたなあと感じてしまっただけです。これなら自分にも続けられるかなと、いつべんにはまってしまうました。」

絵心はないと笑う一良さんだが、石ころや木片に描かれた表情は、どれも生き生きとしていて、今にも動き出しそうに見えるほど。

今では、すこやか大学の学生に石ころアートの魅力を教える講師として活躍したり、小学生を相手に先生になったりと、活動の場を広げている。

自宅兼作業場にはしよつちゅう近所の子どもたちが顔をのぞかせる。できあがった作品群を見ては「もうちょっと色を変えた方がいい」などと評論家のようなアドバイスをしていく。「子どもたちはみんな孫みたくいなもんだよ。良い刺激を与えてくれるし、一人一人が先生みたい。かわいいんだよ」と一良さんは笑う。玄関先には「石ころ工房」と名付

### このまちのよ

「同じものを作ろうと思っても絶対にできません。それが石ころアートの面白さ。世界に一つだけの作品が作れるって何よりの魅力なんです。でも石ころアートは、まだまだ認知度が低いと感じています。これから作品を作る仲間の輪を広げ、展示会なども開きながら認知度を上げていきたい。そうやって、いざれ石ころアートが『民芸品』として認められるようになったら最高ですね。」

石ころに見せられた一良さんの笑顔は、生きがいを見つけた喜びにあふれていた。

### 人権問題講演会を開催 12月13日焼津市ミュージコ

静岡県中部健康福祉センター  
人権週間(12月4日~10日)の機会に、県民一人一人が人権を尊重する大切さについて理解を深めるため人権問題講演会を開催します。  
日時 12月13日(火) 午後1時30分~  
場所 焼津市大井川文化会館ミュージコ(焼津市宗高888番地)  
講師 中野佐世子(NHK手話ニュースキャスター、手話通訳士)  
テーマ 「心のバリアをはずして」  
入場料 無料  
対象 民生委員・児童委員、人権擁護委員、市町および社会福祉協議会職員、教育関係者、一般県民など約900人  
【問】県中部健康福祉センター地域福祉課 ☎054(644)9274

### あなたも町の捜査官! 犯罪捜査にご協力を

島田警察署  
指名手配被疑者検挙にご協力を  
8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は約970人にのぼっています。一昨年、整形して容貌を変え、逃亡していた指名手配被疑者が、住民からの情報によって逮捕でき、有力情報を提供した4人には報奨金が支払われました。指名手配される者は殺人、強盗など凶悪事件のほか、再び犯行を繰り返す恐れのある、窃盗や詐欺で手配されており、早期に検挙しなければなりません。「もしかして!ポスターの男じゃない!？」と思ったら、どんなささいなことでも結構ですから警察に通報してください。

事件かなと思ったら迷わず110番を  
事件発生後、現場付近にお住まいの皆さんに、犯人や犯罪についてさざまな情報を聞き歩く、いわゆる聞き込

み捜査をすると「そういえばあの時、こんな音を聞いた」「こんな人を見た」といった情報が寄せられます。もしその時に110番通報をしていただければ…。通報が早ければ早いほど被害者を助け、また犯人を捕まえることができます。「何だろう」「事件かな」と思ったら、深夜早朝を問わず、110番通報してください。

島田警察所管内では、深夜、一般のお宅を狙って侵入する窃盗事件や振り込め詐欺など、日々さまざまな事件が発生しています。皆さんから寄せられる情報が事件解決の手がかりです。何か気になることがあったら、迷わず島田警察署にご連絡ください。

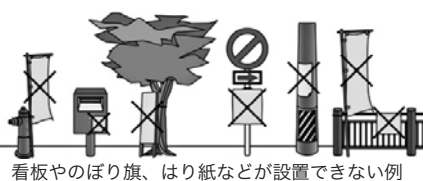
【問】島田警察署 ☎(37)0110

### 屋外広告物はルール守って 島田土木事務所から

島田土木事務所  
屋外広告物とは、屋外で不特定多数の人に向けて、常時または一定期間継続して表示される、看板。広告塔、はり紙、はり札類、のぼり旗、立て看板類や、建物に書かれた広告などをいいます。

古くて倒れそうな看板がある場合、倒壊や落下の恐れがあったり、交通安全を阻害したりする屋外広告は、表示・設置が禁止されています。管理者不明のものは土木事務所などへご連絡ください。

街頭で看板やのぼり旗を設置する  
「信号機」「道路標識」「ガードレール」「歩道橋」「街路樹」「石垣」「擁壁」などのような公共的な物件には、原則として屋外広告物を表示・設置すること



看板やのぼり旗、はり紙などが設置できない例

## 「引換券」



交換期間 11月20日(日)~11月29日(火)

コピー不可

茶娘ちゃんカード会

## 「引換券」



交換期間 11月20日(日)~11月29日(火)

コピー不可

茶娘ちゃんカード会

ここにも、一つの物語。  
広報かわねほんちよう